

さいたま市水道局告示第44号

深井戸洗浄業務（南下新井配水場2号取水）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月14日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
深井戸洗浄業務（南下新井配水場2号取水）
- (2) 履行場所
さいたま市岩槻区黒谷1233-2
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和元年10月18日まで

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所
さいたま市浦和区常盤6-14-16
さいたま市水道局水道庁舎2階第1会議室
- (2) 入札日時
令和元年6月4日（火）午前10時00分

3 入札方式

一般競争入札

4 参加形態

単体企業

5 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）のうち、次のいずれにも登録されていること。
 - ア 資格者名簿（業務委託）の業務「検査・測定・調査」又は資格者名簿（設計・調査・測量）の業務「地質調査」
 - イ 資格者名簿（建設工事）の業種「さく井工事」
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参

加停止要綱（平成20年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

6 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

さいたま市ホームページからダウンロードする。

イ 配布期間

令和元年5月14日（火）から令和元年5月21日（火）まで

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出

ア 提出先

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

イ 受付期間

令和元年5月14日（火）から令和元年5月21日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参

(4) 競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

一般競争入札参加資格等確認申請を行った者に対し、参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

6(3)アに同じ

イ 交付日時

令和元年5月28日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

7 仕様書の貸出

仕様書の貸出方法は、さいたま市ホームページから水道局仕様書貸出申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、次により貸出するものとする。

(1) 貸出場所

6(3)アに同じ

(2) 受付期間

6(3)イに同じ

8 仕様等に関する質問方法

仕様等に関する質問のある場合は、さいたま市ホームページから質疑応答書をダウンロードし、次

のとおり提出すること。

(1) 提出先

6(3)アに同じ

(2) 提出方法

持参又はFAX

FAX番号 048-832-3336

(3) 受付期間

6(3)イに同じ

(4) 質問に対する回答は、次のとおり公表する。

ア 公表場所

6(3)アに同じ

イ 公表期間

6(4)イに同じ

9 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者は、令和元年5月29日(水)までにさいたま市水道局業務部管財課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額等

入札金額は、総価とする。また、落札又は契約の相手方の決定にあたっては、入札書等に記載された金額のうち、令和元年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と、令和元年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって契約金額とするので、入札者又は見積提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、令和元年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、令和元年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する額を加算した金額を入札書等に記載すること。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.1 落札者の決定方法

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。）第24条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1.2 入札保証金

契約事務規程第22条第1項第3号の規定により免除とする。

1.3 最低制限価格

設定する。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。）

1.4 入札の無効

契約事務規程第27条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

1.5 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.6 契約書作成の要否

要

1.7 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.8 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課契約係
電話 048-714-3080